

児童手当と特例給付の支給額

ID 1000261

対象者

市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母など

所得制限表

扶養親族などの数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

受給者の所得が所得制限表の

- ①未満の場合 **児童手当**
- ①以上②未満の場合 **特例給付**
- ②以上の場合 **支給されません**

支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	
	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円※)	
中学生	10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

認定請求(申請)

出生や転入などにより新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。また、所得上限限度額を超えていることにより受給資格のない方が当該上限額を下回った場合には、認定請求書の提出が必要です。市民税課税通知書などにより、所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に認定請求を行ってください。認定を受ければ、原則として、申請月の翌月の手当から支給します。(誕生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給します。)

申請に必要なもの

- 申請者名義の通帳
 - 申請者と配偶者の個人番号が分かるもの
- ※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

届け出が必要なとき

- 6月に児童課から児童手当・特例給付現況届の案内があったとき
- 受給者や児童が転出するとき
- 受給者や児童の氏名が変わったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- 受給者または配偶者が所得更正したとき
- 振込口座を変更したいとき
- 新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- 児童が児童福祉施設等に入所したときや退所したとき
- その他家庭状況に変更が生じたとき

4月から 児童扶養手当の支給額が改正されます

ID 1000262

児童扶養手当	本体額		～令和6年3月(月額)	令和6年4月～(月額)
			全部支給	44,140円
第2子加算額	全部支給	10,420円	10,750円	
	一部支給	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円	
第3子以降加算額	全部支給	6,250円	6,450円	
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円	

市役所児童課 (内線155)

4月から 特別児童扶養手当、特別障がい者手当などの支給額が改定されました

		～令和6年3月(月額)	令和6年4月～(月額)
特別児童扶養手当	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円
特別障がい者手当	A種	34,830円	35,690円
	B種	29,030円	29,890円
障がい児福祉手当	A種	22,120円	22,590円
	B種	16,370円	16,840円

※特別障がい者手当および障がい児福祉手当の月額の金額は、国制度分と県制度分の合算になります。

市役所福祉課 (内線162・163)

いよいよ次号(5月号)から 全戸配布物はポスティングでお届けします

※ポスティング 市が委託した事業者が、配布物を各世帯のポストなどに直接投函すること。

- 月末の6日間(日曜日・祝日を除く)でお届けします。令和6年5月号の場合、4月23日(火)から30日(火)までにお届けします。(配布スケジュールは前後することがあります。)スケジュール詳細は市ホームページに掲載▶ID1005842
- 中身が分かるビニール袋に入れて、各家庭のポストなど(集合住宅は集合ポスト)に投函します。
- ポスティングの対象範囲は、市内全世帯です。

回覧文書などについて

- ・回覧文書と地区限定の全戸配布物は、これまでどおり区長補助員の皆さんを通じて回覧・配布します。
- ・回覧文書などは月1回、月末に区長補助員の皆さんにお届けします。



市ホームページ

市では広報やとみなどをデジタル化しており、市ホームページでもご覧いただけます。ポスティングが不要な方は、配布事業者または市役所市民協働課まで連絡をしてください。

市公式 SNS でも 市政情報発信中!



無料アプリ「マチイロ」で広報やとみが読めます!



市役所市民協働課 (内線432～434)
配布事業者 (株)中日総合サービス
☎(0586)64-6030